

「新型コロナウイルス感染症対応に関する女子学生寮の特例措置」について

1 女子学生寮の特例措置に関する基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症対策のため、当面の間「生活のしおり」に加え、下記のとおり特別運営によるものとする。

2 寮生が行う必須事項

- (1) 体温計を各自準備し、日々「健康管理と行動調査票」への回答及び「自己健康管理票」の記入帰寮後、14日間の、「行動トレーシング表」作成を義務付ける。
- (2) 入寮時、帰寮時に寮管理事務室に「自己健康管理票」の提出をすること。未記入・未報告がある場合又は記入内容に問題がある場合は入寮を許可しない。
- (3) 発熱、倦怠感、味覚異常等の症状がみられる場合は、入寮、帰寮を延期する。
- (4) 寮生本人または同居するご家族の方が感染者または濃厚接触者と判定された場合は、入寮、帰寮を延期して保健所の指示に従う。

3 感染予防策、および寮生活における注意事項

感染予防・感染拡大防止のため、以下の内容を実施し、違反した者は退寮を含めた指導を行う。

- (1) 寮生は、健康管理、手洗い、手指消毒、マスク着用、部屋の換気を徹底する。
- (2) 毎朝の「自己健康管理票」による健康チェックと検温を行い「健康管理と行動調査票」への回答を行う。
- (3) 帰寮後14日間は「登校・通勤開始からの行動トレーシング表」の記入を義務付ける。
- (4) 寮生活において、他の居室への移動を禁止、自習室の使用禁止、自炊コーナーの利用禁止、原則学外アルバイトの禁止(許可制)、不要不急の外出禁止等の制限を行う。
- (5) 食堂、入浴は、感染拡大リスクを減らすために指定時間での利用とする。
- (6) 寮生以外の寮への立ち入り禁止。保護者は、入退寮時に必要に応じて一時立ち入りを許可することがある。

この対応は前例のない特例措置です。様々なご意見、ご要望があるとは存じますが、寮における危機的状況を回避のため、事前に万全の対策を講じたいと考えています。何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。